

平成 28 年度

鷹栖町水道事業水質検査計画

平成 28 年 3 月

鷹栖町役場建設水道課

水質検査計画とは

水道水の安全性を確保するため、水質検査体制を明確に定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査項目、検査地点、検査頻度
4. 臨時の水質検査に関する事項
5. 水質検査の実施方法
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. 関係機関との連携

1. 基本方針

鷹栖町水道事業では、水道水が水道法第4条の規定による水質基準を満たし、安全で良質な水を供給するため、本計画に基づく水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

区分	単位	平成26年度
行政区域内人口	人	7,257
年度末給水人口	〃	7,015
普及率	%	96.66
年度末給水戸数	戸	2,983
配水量	年間	m ³ 705,707
	1月平均	〃 58,809
	1日平均	〃 1,933
有収水量	年間	〃 620,701
	1月平均	〃 51,725
	1日平均	〃 1,701
1日最大配水量	〃	2,763
有収率	%	87.95
有効率	%	92.48

- (2) 水源名称 石狩川水系石狩川
- (3) 貯水施設名称 愛別ダム
- (4) 取水施設名称 永山取水施設
- (5) 浄水施設名称 石狩川浄水場
- (6) 配水池名称 三角台配水池

3. 水質検査項目、検査地点、検査頻度及びその理由

(1) 水質検査項目

色、濁り、及び消毒の残留効果（残留塩素）の3項目及び水道法で検査を義務付けられている水質基準項目（51項目）とします。【別紙参照】

(2) 水質検査地点

鷹栖町役場内直圧給水栓とします。

(3) 水質検査頻度

- ① 色、濁り、及び消毒の残留効果(残留塩素)の3項目の検査は毎日実施します。
- ② 外部からの汚染の指標となる一般細菌、大腸菌等の基本的な9項目の検査は毎月実施します。
- ③ 毎月検査以外の42項目については、原則として検査頻度を年4回以上することとなっていますが、過去3年間の検査結果によって、年1回以上又は3年に1回以上と検査頻度を削減している項目があります。
- ④ ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目については水源の藻類等の発生状況に合わせて年2回実施します。

【別紙参照】

4. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は次のような場合に実施します。

- ①不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ②臭気または味に異常があったとき
- ③その他、特に必要があると認められるとき

5. 水質検査の実施方法

毎日検査項目は自己検査とし、それ以外の検査項目については、すべて旭川市水道局による外部委託検査として実施します。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、毎年度、年度開始前に策定し鷹栖町ホームページにて公表します。また、計画に基づいて実施した検査結果も同様とします。

7. 関係機関との連携

水質管理を万全なものとするため、関係機関と連携を図ります。

(1) 国等との連携

厚生労働省等が実施する水質管理に関する調査への協力をするとともに、水質管理に関する情報収集を図っていきます。

(2) 旭川市水道局との連携

鷹栖町の水道は旭川市との共同施設によって処理されていることより、旭川市水道局との連携を図り、取水場、浄水場及び配水池での水質状況の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。